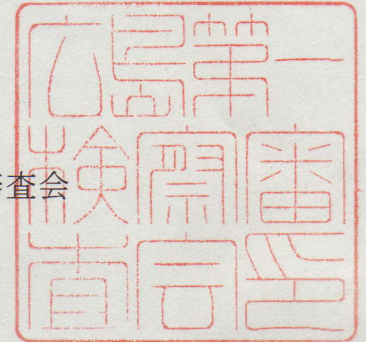


平成24年6月25日

審査申立人 前 島 修 様

広島第一検察審査会



議 決 通 知 書

平成23年12月20日付けで審査申立を受理した公職選挙法違反被疑事件（平成23年広島第一検察審査会審査事件（申立）第15号）につき、当検察審査会は平成24年6月22日に、別添「議決の要旨」のとおり議決しました。

平成23年広島第一検察審査会審査事件（申立）第15号

申立書記載罪名 公職選挙法違反

検察官裁定罪名 公職選挙法違反

議決年月日 平成24年6月22日

議決書作成年月日 平成24年6月22日

議 決 の 要 旨

審査申立人

（氏名） 前 島 修

被疑者

（氏名） 松 井 一 實

不起訴処分をした検察官

（官職氏名） 広島地方検察庁 検察官検事 伊 藤 伸 次

上記被疑者に対する公職選挙法違反被疑事件（広島地検平成23年検第105678号）につき、平成23年11月30日上記検察官がした不起訴処分の当否に関し、当検察審査会は、上記申立人の申立てにより審査を行い、次のとおり議決する。

議 決 の 趣 旨

本件不起訴処分は相当である。

議 決 の 理 由

1 被疑事実の要旨

被疑者は、平成23年施行のA市長選挙に立候補する決意を有していたものであるが、B、氏名不詳者らと共謀の上、同選挙に際し、被疑者が当選を得る目的で、その立候補届出前である同年3月5日、A市内路上において、被疑者の氏名を表示した幟旗1本を掲示し、もって掲示することができない選挙運動のための文書図画を掲示するとともに、立候補届出前の選挙運動をしたものである。

2 検察審査会の判断

本件不起訴記録及び審査申立書並びに審査申立人が提出した資料を精査し、慎重に審査した結果、検察官がした不起訴処分の裁定を覆すに足る証拠がないので、上記趣旨のとおり議決する。

広島第一検察審査会

